

名取市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	71,844	54,977,905	639,668	4,906,076	8.9	21.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	556	2,020,687	449,073	756,082	3,225,842	5,802	6,215

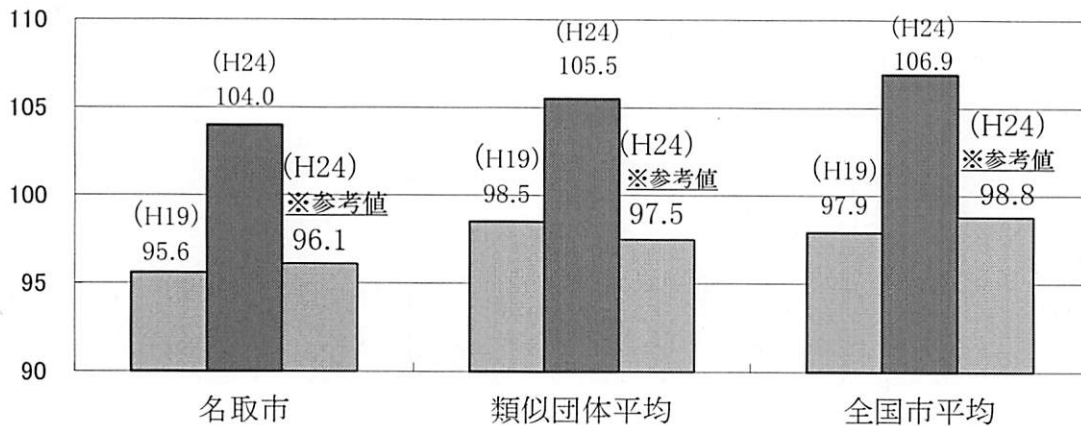
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

人件費削減措置

区分	削減措置	内 容
特別職	給料月額削減	平成15年4月から、市長は5%、副市長、教育長は3%の給料月額を減額
管理職	管理職手当の削減	支給月額の10%～18%を減額

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員に時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成24年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
名取市	43.1 歳	319,606円	389,248円	352,815円
宮城県	42.5 歳	339,022円	419,141円	375,600円
国	42.8 歳	304,944円 (329,917円)	—	372,906円 (401,789円)
類似団体	42.3 歳	318,602円	392,502円	358,722円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
名取市	48.8 歳	64人	304,343円	340,488円	328,185円	—	—	—	—
用務員	48.7 歳	43人	301,600円	335,391円	325,139円	用務員	53.5 歳	206,600円	1.62
宮城県	49.9 歳	243人	333,420円	377,776円	359,674円	—	—	—	—
国	49.7 歳	—	270,465円 (285,030円)	—	307,506円 (323,181円)	—	—	—	—
類似団体	47.1 歳	54人	316,317円	373,869円	347,095円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
名取市	—	—	—
用務員	4,842,300円	2,861,400円	1.69

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～平成22年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 小・中学校(幼稚園教諭)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
名取市	38.6 歳	292,660円	328,643円
宮城県	45.0 歳	388,398円	435,193円
国	—	—	—
類似団体	44.9 歳	345,651円	370,092円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分		名取市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	163,987円 (172,200円)
	高校卒	140,100円	144,500円	133,418円 (140,100円)
技能労務職	高校卒	137,200円	141,900円	—
	中学卒	121,600円	125,400円	—
教育職	大学卒	—	199,700円	—
	短大卒	152,800円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成24年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	254,275円	287,035円	343,275円
	高校卒	—	239,200円	291,940円
技能労務職	高校卒	—	—	※
	中学卒	—	—	249,600円
教育職	短大卒	—	—	—

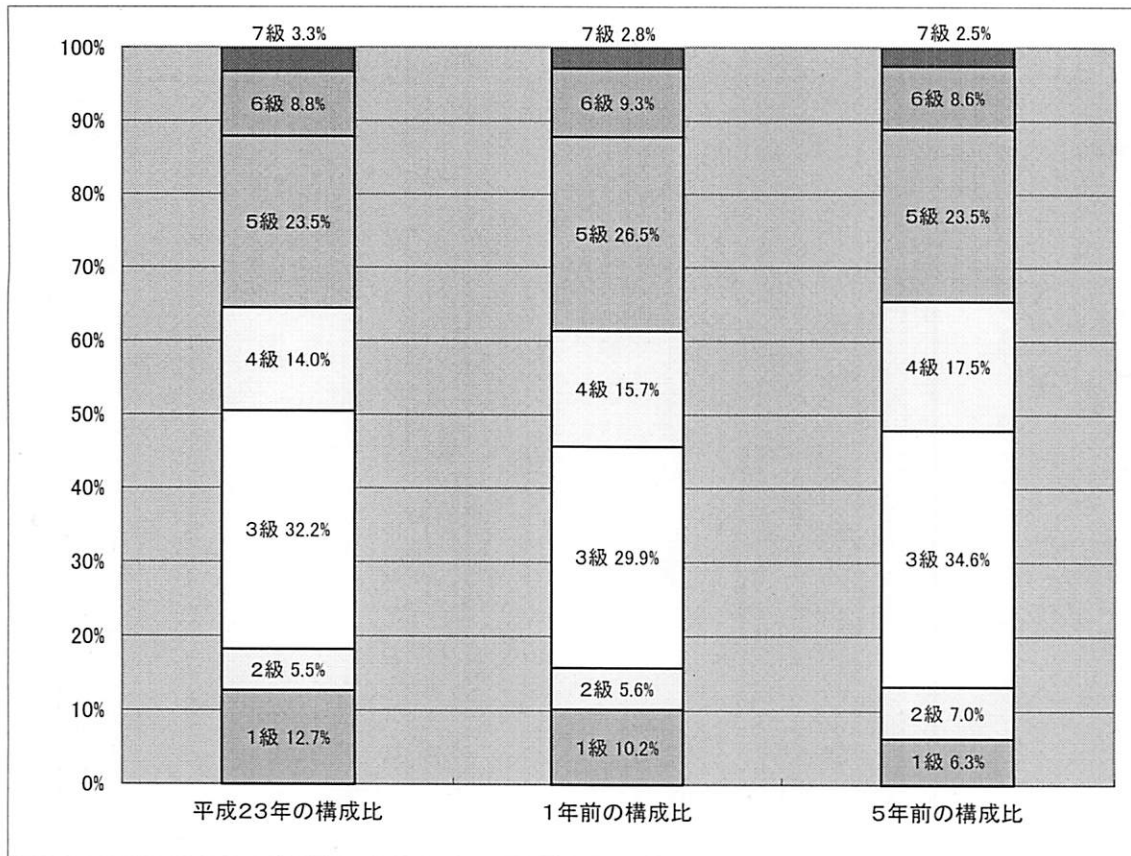
- (注) 技能労務職(高校卒)については、経験年数10年及び15年の職員がおらず、近似値も得られないため記載していない。
 技能労務職(中学卒)については、経験年数10年の職員がおらず、近似値も得られないため記載していない。
 教育職(短大卒)については、経験年数10年、15年及び20年の職員がおらず、近似値も得られないため記載していない。
 ※: 個人情報保護の観点から公表しない。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事又は技師等の職務(主事、技師)	39 人	12.7 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務(主事、技師)	17 人	5.5 %
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(主査、技術主査、係長)	99 人	32.2 %
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(主幹、技術主幹、課長)	43 人	14.0 %
5 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(課長補佐、技術補佐)	72 人	23.5 %
6 級	次長、課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(参事、技術参事、課長、部次長)	27 人	8.8 %
7 級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(部長)	10 人	3.3 %

- (注) 1 名取市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 毎年1月1日現在において、所属長からの報告により各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。</p> <p>2 昇給への勤務成績の反映状況 所属長からの報告及び勤務状況等を考慮して、勤務成績を反映している。なお、今後も勤務実績の反映方法については、継続して検討していく。</p> <p>3 その他 平成20年度から管理職、平成21年度から一般職を含めた全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を試行中である。(ただし、平成23、24年度については中断。)</p>

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

名 取 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,386 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,658 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) —
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5～15 % (管理職加算) 0 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5～20 % (管理職加算) 15～25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5～20 % (管理職加算) 10～25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 6月1日及び12月1日を基準日として前6ヶ月間の勤務成績の評定を実施。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 病気休職者等を除き成績率に差を設けず、一律の支給を行った。なお、今後も勤務実績の反映方法については、継続して検討していく。</p>
--

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

名 取 市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50月	30.55月	勤続20年	23.50月	30.55月
勤続25年	33.50月	41.34月	勤続25年	33.50月	41.34月
勤続35年	47.50月	59.28月	勤続35年	47.50月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月	最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置	定年前早期特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給	無)			
1人当たり平均支給額	26,541 千円		1人当たり平均支給額	—	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		60,949 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(平成22年度決算)		108,644 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
宮城県仙台市	6 %	4 人	6 %
宮城県 名取市・多賀城市 ・利府町・富谷町	3 %	576 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		7,091 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		42,461 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		29.8 %	
手当の種類(手当数)		5種類(15)	
特殊勤務手当の種類	支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	第1種 従事職員	市税の滞納整理のための外勤業務	日額 300円
防疫業務手当	第1種 従事職員	感染症又は人体に感染症のある家畜伝染病が発生し、若しくは発生する恐れがある場合での感染症患者等の収容作業又は防疫業務	日額 800円
	第2種 従事職員	そ族昆虫駆除のための防疫薬剤等の調合又は散布作業	日額 500円
不快手当	第1種 従事職員	行路死亡人取扱業務	1件につき 2,000円
	第2種 従事職員	行路病人取扱業務	1件につき 1,000円
	第3種 従事職員	と畜等処理業務	1件につき 500円
外勤業務手当	第1種 従事職員	生活保護のための外勤業務	日額 200円
	第2種 従事職員	勤務時間外に用地交渉のための外勤業務	日額 500円
	第3種 従事職員	地積調査等のための外勤業務	日額 200円
	第4種 従事職員	公営住宅使用料、下水道使用料及び受益者負担金等の滞納整理のための外勤業務	日額 300円
消防防災手当	第1種 従事職員	水火災防ぎよ(火災は放水した場合に限る。)活動	1回につき 300円
	第2種 従事職員	救助活動	1回につき 200円
	第3種 従事職員	救急業務(傷病者を搬送した場合に限る。)	1回につき ・市内200円 ・市外300円
	第4種 従事職員	消防吏員の深夜勤務	1回につき 500円
	第5種 従事職員	救急業務に従事し、救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条に規定する救急救命処置	1回につき 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	152,456 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	305 千円
支給実績(平成22年度決算)	298,977 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	618 千円

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 ・1人目 配偶者がいる場合 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 ・その他 1人につき6,500円加算 ・扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	55,681千円	219,217円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員・・・家賃-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員・・・11,000円+(家賃-23,000円)/2	同じ	—	28,389千円	286,758円
通勤手当	交通機関利用者の支給限度・・・月額55,000円 交通用具の使用者 ア 普通自動車以外 ・・・使用距離により2,000円～24,500円 イ 普通自動車 ・・・使用距離により2,200円～24,200円	異なる	交通機関利用者の支給限度 ・・・月額55,000円 交通用具の使用者 ・・・使用距離により2,000円～24,500円	25,301千円	61,262円
単身赴任手当	やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員 月額23,000円+(規則により最高45,000円)	同じ	—	—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、次の職員 会計管理者、消防長、部長、社会福祉事務所長、議会事務局長・・・72,570円(88,500円) 理事・・・67,338円(77,400円) 部次長・・・63,249円(72,700円) 課長、工事検査監、保健センター所長、事務局長、消防署長・・・57,316円(62,300円) 参事、技術参事、指導主事・・・47,748円(51,900円) 場長、所長(出張所除く)、館長、園長、事務長・・・45,632円(49,600円)	同じ	—	43,555千円	650,075円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて5,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は上記の額に100/150を乗じて得た額	同じ	—	0円	0円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{週間の勤務時間} 40 \times 52} \times \frac{25}{100}$ × 深夜勤務時間数	同じ	—	7,614千円	97,615円												
休日勤務手当	休日(祝日、年末年始)に正規の勤務時間中に正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{週間の勤務時間} 40 \times 52} \times \frac{135}{100}$ × 正規の勤務時間中に勤務した全時間数	同じ	—	46,857千円	282,271円												
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員 1回につき 4,200円	同じ	—	693千円	7,700円												
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他地方公共団体から派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在する場合 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>滞在した期間\施設の利用</td> <td>公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)</td> <td>その他の施設(1日につき)</td> </tr> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超え、60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </table>	滞在した期間\施設の利用	公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円	同じ	—	310千円	155,000円
滞在した期間\施設の利用	公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)															
30日以内の期間	3,970円	6,620円															
30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円															
60日を超える期間	3,970円	5,140円															
寒冷地手当	平成16年10月29日から引き続き旧寒冷地に在勤する職員に対し、11月から3月まで毎月支給 ※ 平成21年度以降、支給対象者なし。	同じ	—	—	—												

(注) 管理職手当の()内は、減額措置を行う前の額であり、平成15年度から減額をしている。

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	926,250円 (975,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 926,300円 / 680,000円
	副市長	764,360円 (788,000円)	765,600円 / 612,000円
報酬	議長	504,000円	621,000円 / 400,000円
	副議長	420,000円	571,500円 / 350,000円
	議員	395,000円	540,000円 / 320,000円
期末手当	市長 副市長	(24年度支給割合) 2.95月分	
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.95月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.44	(1期の手当額) 19,562,400円
	副市長	給料月額×在職月数×0.26	9,539,212円
	備考		(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 平成15年度から市長の給料は5%、副市長の給料は3%を減額している。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

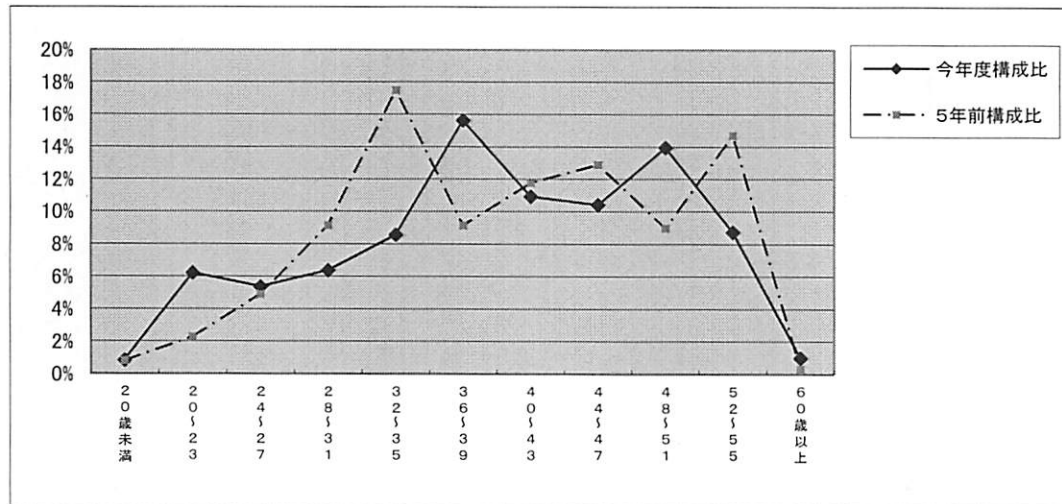
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6人	6人	0人	新規採用職員の総務課配置による減等 事務事業の見直しによる増 事務事業の見直しによる増 被災施設の滅失による減等 震災関連業務対応のための調整による増等
		総 務	92人	86人	△ 6人	
		税 務	26人	28人	2人	
		労 働	1人	0人	△ 1人	
		農林水産	20人	21人	1人	
		商 工	5人	8人	3人	
		土 木	45人	44人	△ 1人	
		民 生	118人	113人	△ 5人	
	衛 生	31人	35人	4人		
	計	344人	341人	△ 3人	<参考>人口10,000人当たり職員数 47.46人 (類似団体の人口1万人当たり職員数50.46人)	
	教 育	121人	106人	△ 15人	文化振興財団職員派遣廃止による減等	
	消 防	92人	93人	1人		
	小 計	557人	540人	△ 17人	<参考>人口10,000人当たり職員数 75.16人 (類似団体の人口1万人当たり職員数68.56人)	
公営企業等	水 道	19人	19人	0人	震災関連業務対応終了による調整の増等	
	下 水 道	10人	12人	2人		
	そ の 他	23人	24人	1人		
	小 計	52人	55人	3人		
合 計		609人 [699人]	595人 [699人]	△ 14人 [0人]	<参考>人口10,000人当たり職員数 82.82人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	37人	32人	38人	51人	93人	65人	62人	83人	52人	71人	6人	595人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	325	321	322	318	344	341	16 (4.9%)
教育	141	139	138	134	121	106	△ 35 (△24.8%)
消防	92	94	93	93	92	93	1 (1.1%)
普通会計計	558	554	553	545	557	540	△ 18 (△3.2%)
公営企業等会計	54	55	56	56	52	55	1 (2%)
計	612	609	609	601	609	595	△ 17 (△2.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	1,808,560	69,920	149,975	8.3	8.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	20	83,882	10,294	29,597	123,773	6,189	6,350

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

人件費削減措置

区分	削減措置	内 容
管理職	管理職手当の削減	支給月額の10%~18%を減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名取市	43.9 歳	313,982円	484,602円
団体平均	45.4 歳	358,043円	528,316円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名 取 市		水道事業(団体平均)	
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,533 千円		1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,492 千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 — 月分 (—) 月分	勤勉手当 — 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算) 5~15 % (管理職加算) 0 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成24年4月1日)

名 取 市			水道事業(団体平均)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月	30.55月	勤続20年	月	月
勤続25年	33.50月	41.34月	勤続25年	月	月
勤続35年	47.50月	59.28月	勤続35年	月	月
最高限度額	59.28月	59.28月	最高限度額	月	月
その他の加算措置	定年前早期特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期特例措置	
退職時特別昇給	無		退職時特別昇給		
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	15,252 千円	

(注) 1.退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2.個人情報保護の観点から、該当者が3名以下の場合は非公開としています。

ウ 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		2,463 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(平成23年度決算)		123,150 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	人	18 %
宮城県仙台市	6 %	人	6 %
宮城県 名取市・多賀城市 ・利府町・富谷町	3 %	20 人	3 %

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日)

支給実績(平成23年度決算)		45 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		3,438 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		65.0 %		
手当の種類(手当数)		1種類(2)		
特殊勤務手当の種類		支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道業務手当	第1種	従事職員	料金の滞納整理のため外勤業務	日 額 300円
	第2種	従事職員	勤務時間外に事故発生のため緊急に勤務を命ぜられた場合の業務	1回につき 700円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	7,321千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	385千円
支給実績(平成22年度決算)	15,782千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	831千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 ・1人目 配偶者がいる場合 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 ・その他 1人につき6,500円加算 ・扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	2,297千円	255,222円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員・・・家賃-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員・・・11,000円+(家賃-23,000円)/2	同じ	—	992千円	248,000円
通勤手当	交通機関利用者の支給限度・・・月55,000円 交通用具の利用者 ア 普通自動車以外 ・・・使用距離により2,000円～24,500円 イ 普通自動車 ・・・使用距離により2,200円～24,200円	同じ	—	1,072千円	67,000円
単身赴任手当	やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員 月額23,000円+(規則により最高45,000円)	同じ	—	—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、次の職員 会計管理者、消防長、部長、社会福祉事務所長、議会事務局長・・・72,570円(88,500円) 理事・・・67,338円(77,400円) 部次長・・・63,249円(72,700円) 課長、工事検査監、保健センター所長、事務局長、消防署長・・・57,316円(62,300円) 参事、技術参事、指導主事・・・47,748円(51,900円) 場長、所長(出張所除く)、館長、園長、事務長・・・45,632円(49,600円)	同じ	—	677千円	677,472円

管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて5,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は上記の額に100/150を乗じて得た額	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{ 週間の勤務時間} 40 \times 52} \times \frac{25}{100}$ × 深夜勤務時間数	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日(祝日、年末年始)に正規の勤務時間中に正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{ 週間の勤務時間} 40 \times 52} \times \frac{135}{100}$ × 正規の勤務時間中に勤務した全時間数	同じ	—	188千円	18,800円
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員 1回につき 4,200円	同じ	—	—	—
寒冷地手当	平成16年10月29日から引き続き旧寒冷地に在勤する職員に対し、11月から3月まで毎月支給 ※ 平成21年度以降、支給対象者なし。	同じ	—	—	—

(注) 管理職手当の()内は、減額措置を行う前の額であり、平成15年度から減額をしている。